

消費税の転嫁方法及び表示の方法に係る共同行為について

関東ゴルフ会員権取引業協同組合は、平成26年1月15日「消費税の転嫁の方法及び表示の方法に係る共同行為」を実施することを決議し、平成26年3月20日に関西・中四国・九州の各組合と共に公正取引委員会へ実施届出書を提出しました。

1. 共同行為実施の経緯と目的

平成26年4月からの消費税率改定に伴い、消費税転嫁対策特別措置法により事業者又は事業団体が行う共同行為である「転嫁カルテル・表示カルテル」を独占禁止法の適用除外としました。当業界は消費税導入時より「消費税込み」により取引を行ってきたことから、消費者に消費税の負担について誤認される傾向がみられ、また業界の特性として消費税を転嫁し辛い体質から、下記カルテルの実施により消費税の円滑かつ適正な転嫁を推進し健全な経営環境を保つことを目的とすることとしたものです。

- (1) 消費者に消費税の負担について誤認されないための措置をとる。
- (2) 消費税の円滑かつ適正な転嫁を促進するとともに健全な経営環境に注力する。
- (3) 消費税の納税による社会的責務を果たす。

2. 『消費税の転嫁の方法及び表示の方法に係る共同行為』の内容

*共同行為の主体：関東ゴルフ会員権取引業協同組合

*共同行為の対象とする商品：ゴルフ会員権

*共同行為の内容

(転嫁カルテル)

- ① 各事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格（消費税額分を転嫁する前の価格）に消費税額分を上乗せする旨の決定
- ② 消費税額分を上乗せした結果、計算上生じる端数の処理方法の決定（1円未満 切捨て）

(表示カルテル)

- ① 個々の値札に、税抜価格を表示した上、「〇〇円（税抜価格）」、「〇〇円+税」など、消費税が別途課される旨を明示する旨の決定
- ② 個々の値札は税抜価格を表示した上、商品棚等の消費者の見やすい場所に、「当店の値札は全て税抜表示となっています」、「消費税は別途いただきます」などと表示する旨の決定

*共同行為の実施期間：平成26年4月1日～~~平成29年3月31日~~

~~平成30年9月30日~~に変更 以上
※平成33年3月31日に変更

※「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第85号。平成28年11月18日成立。同月28日公布）の施行による。